

## 報告第 3 3 号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 1 1 月 5 日
- 2 損 害 賠 償 額 7 0 , 9 0 6 円
- 3 相 手 方 市外在住者
- 4 事 故 の 概 要 令和 6 年 9 月 1 1 日午前 7 時 5 0 分頃、市役所駐輪場において、小田原消防署警防第 1 課職員が運転する公用車（原動機付自転車）を駐車しようとしたところ、駐車中の相手方原動機付自転車に衝突し転倒させ、これを破損させた。